

## 第1号介護予防支援事業利用契約書 (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント)

「  
様」(以下「契約者」と言う。)と高根沢町の包括的支援事業を受託した社会福祉法人薫陶会(高根沢東地域包括支援センターの設置者。以下「包括支援センター」という。)は、契約者に対して行う第1号介護予防支援事業について、次のとおり契約します。

### (契約の目的)

第1条 包括支援センターは、介護保険法等の関係法令に従い、当該担当地域内に居住する契約者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防・生活支援サービス等が適切に利用できるよう、契約者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書(以下、「介護予防プラン」という。)及び評価表等を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防・生活支援サービス等の提供が確保されるよう、介護予防・生活支援サービス事業者及び関係機関との連絡調整その他の便宜を提供します。

### (契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者が要支援状態区分又は総合事業対象者区分に該当している期間とします。

2 前項の有効期間については、要支援状態区分又は総合事業対象者区分に該当しない状態から再び要支援状態区分又は総合事業対象者区分に該当するようになった場合においても有効とします。

### (第1号介護予防支援事業の担当者)

第3条 包括支援センターは、第1号介護予防支援事業の担当者を選任し、適切な介護予防・生活支援サービス等の提供に努めます。

2 包括支援センターは前項の担当者を選任し、または変更する場合には契約者の状況とその意向に配慮して行い、包括支援センター側の事情により担当者を変更する場合には、あらかじめ契約者及びその家族に連絡します。

3 包括支援センターは、担当者に対し、専門職として常に契約者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

(介護予防プランの作成)

第4条 包括支援センターは、担当者に次の各号に定める事項を担当させ、介護予防プランの作成を支援します。

- (1) 第1号介護予防支援事業の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、契約者及びその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。
- (2) 介護予防プランの作成にあたっては、適切にサービスが選択できるよう、介護予防・生活支援サービス等の内容、利用料の情報を契約者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。
- (3) 介護予防プランの作成にあたり、契約者及びその家族の意向等を踏まえ、契約者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、契約者の居宅を訪問し、契約者及びその家族に面接します。
- (4) 契約者の意向及び把握した課題を踏まえ、契約者が目標とする生活に対して、包括支援センターが専門的観点から目標と具体策を提案した上で、契約者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点及び目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載した介護予防プランの原案を作成します。
- (5) 介護予防プランの原案にある介護予防・生活支援サービスについて、内容、利用料等について契約者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合、介護予防プランの写しを契約者に交付します。

(介護予防プラン作成の委託)

第5条 包括支援センターは、介護予防プラン作成について、包括支援センターが委託する居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）に契約者の同意を得て委託することができます。

- 2 契約者は前項の同意の証として、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を包括支援センターを経由して高根沢町に提出します。
- 3 包括支援センターは、必要に応じ事業者を変更することができます。但し、その場合には、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 4 契約者は、事業者の変更を希望する場合は、その事由を記載して介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を包括支援センターを経由して高根沢町に提出します。

(実施状況の把握・介護予防プランの変更等)

第6条 包括支援センターは介護予防プランの作成後、実施状況の把握や評価について、担当者に確認させます。

- (1) 介護予防プランの実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防プランの変更、介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整その他の便宜を提供します。なお、契約者が介護予防プランの変更を希望した場合、又は包括支援センターが介護予防プランの変更が必要と判断した場合は、包括支援センターと契約者双方の合意をもって介護予防プランを変更します。
- (2) 前号の実施状況の把握にあたっては、契約者及びその家族、介護予防・生活支援サービス事業者との連絡を継続的に行います。

(サービス提供の記録)

第7条 包括支援センターは、第1号介護予防支援事業の提供に関する記録を作成することとし、これをサービス提供後5年間保管します。

- 2 契約者は、包括支援センターの営業時間内に当該契約者に関するサービス提供記録を閲覧し、又は実費負担によりその写しの交付を受けることができます。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第8条 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い包括支援センターが提供する第1号介護予防支援事業を利用することができるものとします。

- (1) 契約者が高根沢町の介護保険被保険者でなくなった場合。
- (2) 契約者が介護保険施設に入所した場合。
- (3) 包括支援センターが解散命令を受けた場合、破産した場合又は止むを得ない事由により包括支援センターを閉鎖した場合。
- (4) 包括支援センターが高根沢町からの受託契約を破棄された場合又は受託を辞退した場合。
- (5) 第9条から第11条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

(契約者からの中途解約)

第9条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の5日前までに包括支援センターに通知するものとします。

- 2 契約者は、包括支援センターが作成した介護予防プランに同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

(契約者からの契約解除)

第10条 契約者は、包括支援センターもしくは担当者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 包括支援センターもしくは担当者が、正当な理由なく本契約に定める第1号介護予防支援事業を実施しない場合。
- (2) 包括支援センターもしくは担当者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- (3) 包括支援センターもしくは担当者が、故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(包括支援センターからの契約解除)

第11条 包括支援センターは、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 第1号介護予防支援事業の実施に際し、契約者がその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (2) 契約者が、故意又は重大な過失により包括支援センターもしくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(守秘義務等)

第12条 包括支援センター、担当者又は従業員は、第1号介護予防支援事業を提供する上で知り得た、契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

- 2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 3 包括支援センターは、介護予防プランの作成を委託した場合においても、委託した事業者にも前2項の守秘義務等を守らせませす。

(損害賠償責任)

第13条 包括支援センターは、本契約に基づく第1号介護予防支援事業の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

- 2 包括支援センターは、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(苦情処理)

第14条 包括支援センターは、その提供した第1号介護予防支援事業に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第15条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、包括支援センターは介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

(裁判管轄)

第16条 契約者と包括支援センターは本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者の住所地を管轄する裁判所と第1審の専属的管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し契約者、包括支援センターが記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住 所  
氏 名 印

東地域包括支援センター 住 所 栃木県塩谷郡高根沢町花岡 2158-10

事業者名 社会福祉法人 薫陶会  
高根沢東地域包括支援センター

センター長 町田 佳久 印